



江東区からのお知らせ

KOTO City in TOKYO
スポーツと人情が熱いまち 江東区

平成31年3月 発行：江東区都市整備部地域整備課

第5号

まちづくりルールへの導入に向けた 説明会（2回目）を開催します

北砂三・四・五丁目地区では、建替え時のまちづくりルールとなる地区計画の導入を検討しており、昨年夏に実施した1回目のアンケートと説明会の結果を踏まえて、地域の現状に沿うルールづくりを進めています。

今回の説明会は、検討中のルール案を説明し、ご意見をいただく場となります。ぜひ説明会にご参加ください。皆様からのご意見をおまちしています。

導入予定のまちづくりルール

敷地面積の最低限度
の設定による

ゆとりある良好な
住環境の形成

建物の用途や
色彩の制限による

統一感のある
街並みの形成

道路に面するブロック塀
の制限による

災害時の避難路の確保

壁面の位置の制限による

安全に通行できる
道路空間の確保



※この図は、ルール導入後に建替えが進んだまちのイメージです

説明会の日時および場所

日にち		時間	場所
平成31年 3月15日(金)	①	10:00~11:00	北砂地区集会所 1階洋室
	②	14:30~15:30	砂町文化センター 第3・4会議室
	③	19:00~20:00	小名木川小学校 3階多目的室
3月16日(土)	④	10:00~11:00	砂町区民館 3階タウンホール



各回、同じ内容です。
事前申し込みは不要です。当日直接会場へお越しください。

裏面へ続きます→

まちづくりルールへの導入に向けたアンケート（2回目）を実施します

地区計画は、災害に強く住みやすいまちを実現するために、地区内に住む皆様に建替え時に守っていただくルールです。そのため、江東区は、住民の皆様と話し合いながらルールを決めていくことが重要と考えています。

前回のアンケート結果を踏まえ、現在検討しているルールの内容について、4月に2回目のアンケートを実施します。是非ご協力をお願いいたします。

<導入を検討しているルール案（抜粋）>

建築物の用途の制限	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置と工作物の設置の制限
<p>地域にふさわしくない用途の建物を制限します。</p> <p>※砂町銀座通り沿道では賑わいのある商店街を維持するために地上1階部分の用途を制限します。</p>	<p>敷地の細分化を防いで、災害時の延焼防止やゆとりある住環境を確保します。</p> <p>(例) 120㎡の敷地</p>	<p>壁面の位置と工作物の設置を道路の中心から3m以上離して道路空間を確保します。</p>

道路事業計画に関する説明会は別途開催します

江東区では、地区の中で防災上の重要性が特に高い道路の新設・拡幅整備を検討しています。

道路事業計画に関する説明会は、7月上旬を予定しています。詳細は改めてご案内いたします。

このお知らせに関する問い合わせ先



KOTO City in TOKYO
スポーツと人間が輝くまち 江東区

江東区都市整備部地域整備課 不燃化推進係

〒135-8383 江東区東陽四丁目 11 番 28 号

E-mail : tiikiseibi@city.koto.lg.jp / TEL : 03-3647-9491 (直通) / FAX : 03-3647-9009

～ 江東区は、東京都と連携して「不燃化特区推進事業」に取り組んでいます。～